受託貸付利率改定一覧

(令和7年11月19日以降に行う貸付けについて適用する。)

			事 業 区 分	改定後の利率	改定前の利率
公		補	・計画森林・森林整備合理化計画に基づく事業(融資条件の特例)	2. 10	2. 10
有	造	助	その他の事業	2. 25	2. 25
林			復旧造林	下記①	下記①
整	林	非補助	・計画森林・森林整備合理化計画に基づく事業(融資条件の特例)	2. 10	2. 10
備			認定者 (林業経営改善計画の認定を受けたもの)	下記②	下記②
事			一般森林	2. 10	2. 10
業	分	収林	取得資金	2. 10	2. 10
	森	林整	備活性化資金	無利子	無利子
甘	補助	都	道府県営	2. 25	2. 25
草地		市	町村営	2. 10	2. 10
開発	非補助		般	2. 10	2. 10
発事業		利	子軽減対象	2. 10	2. 10
*	災	害復		下記①	下記①

•期間別利率

	改定後の利率			改定前の利率			
	年超	年以内	利率	年超	:	年以内	利率
1		~ 5	1. 25%		~	5	1.25%
復	5	~ 7	1.35%	5	~	7	1.35%
旧	7	~ 8	1.45%	7	~	8	1.45%
造	8	~ 10	1.55%	8	~	10	1.55%
林	10	~ 11	1.65%	10	~	12	1.65%
	11	~ 13	1. 75%	12	~	13	1.75%
災	13	~ 14	1.85%	13	~	15	1.85%
害	14	~ 16	1.95%	15	~	16	1.95%
復	16	\sim 17	2.05%	16	~	18	2.05%
旧	17	~	2.10%	18	\sim		2.10%
2		~ 5	1. 25%		\sim	5	1.25%
造	5	\sim 7	1. 35%	5	~	7	1.35%
林	7	~ 8	1.45%	7	~	8	1.45%
非	8	~ 10	1.55%	8	~	10	1.55%
補	10	~ 11	1.65%	10	~	12	1.65%
助	11	~ 13	1. 75%	12	~	13	1.75%
	13	~ 14	1.85%	13	~	15	1.85%
認	14	~ 16	1.95%	15	~	16	1.95%
定	16	~ 17	2.05%	16	~	18	2.05%
者	17	~	2.10%	18	~		2. 10%

- (注1) 公有林造林資金について、償還期間が20年を超える場合は20年経過ごとに利率の見直しを行います。 (平成20年4月1日以降に貸付決定を行ったものから。)
- (注2) 草地開発事業の「非補助利子軽減対象」については、金融情勢の変化等に伴い、当分の間利子軽減措置が中断されており、現在「非補助一般」として取り扱われています。
- (注3) 貸付利率改定に伴い、借用証書特約条項中の違約金料率の算定に用いる率は「年3.25%=農林漁業金利A(金利呼称)」となります。
- (注4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに行う貸付けに適用される借用証書特約条項中の遅延損害金の割合は年8.70%となります。